

## 序章 白書の概要

- 1 白書作成の目的----- 序- 1
- 2 白書の対象施設----- - 3
- 3 白書の構成----- - 4
- 4 白書作成に際しての特記事項 - 6



## 1 白書作成の目的

○現在、全国の地方公共団体では、1960年代～1970年代の高度経済成長期に集中的に整備された大量の公共施設<sup>1</sup>が一斉に建替えや大規模改修等の更新時期を迎えつつあります。一方、少子高齢化の急速な進行に伴い、扶助費等の社会保障関係費の増大に歯止めがかからず、財政状況が年々厳しさを増している中で、今後、全国的に既存の公共施設の更新に充当できる財源は減少していくと見込まれています。【図－1・2】

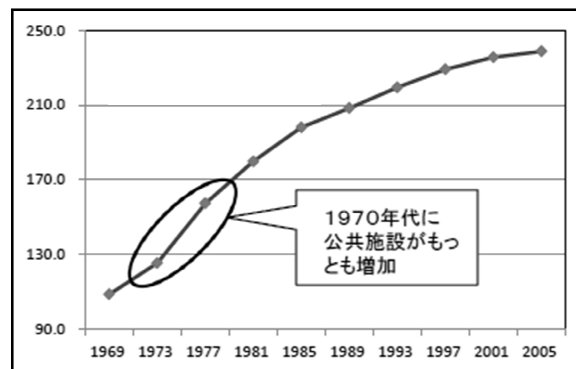
○このような状況下、人口減少等によって既存の公共施設に対する利用需要が変化していくことが予想されることも踏まえ、早急に公共施設の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現することが、全国共通の喫緊の政策課題となっています。

○このような基本認識のもと、国では、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～（平成25（2013）年6月閣議決定）」において、「インフラの老朽化が急速に進行する中、“新しく造る”ことから“賢く使うこと”への重点化が課題である」とし、平成25（2013）年11月、「インフラ長寿命化基本計画<sup>2</sup>」を策定しています。

○さらに、地方公共団体が国の動きと歩調を合わせ、速やかに公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進するため、平成26（2014）年4月、「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むよう、各地方公共団体に対して要請を行うとともに、本計画に記載すべき事項を「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」として明らかにしています。【図－3】

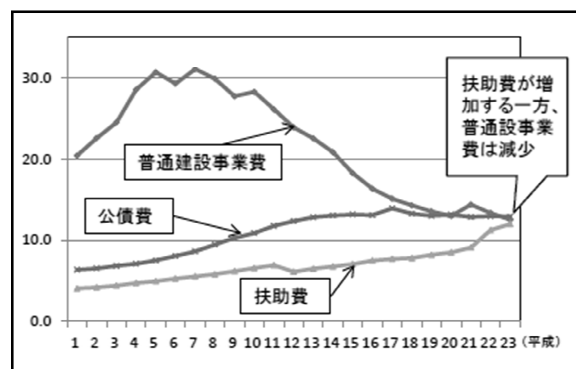
図－1 市区町村保有の主な公共施設の延床面積の推移（ $\text{k m}^2$ ）

出典：総務省「公共施設状況調査」



図－2 普通建設事業費等の推移（兆円）

出典：総務省「地方財政状況調査」



<sup>1</sup> 本書では、いわゆるハコモノといわれる公共建築物と道路・上下水道等のインフラ施設を総称して「公共施設」とする。これは、国が定義している「公共施設等」に該当する。

<sup>2</sup> 国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新に係る産業（メンテナンス産業）の競争力を確保するための方向性を示すものとして、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象に策定。

○この「和光市公共施設白書」は、本市でも平成 27（2015）年度に予定している「公共施設等総合管理計画」の策定に先立ち、将来的な人口構造の変化や今後の建替え・大規模改修等にかかる経費の試算等を交えつつ、市が保有する公共施設の実態を客観的に洗い出し、将来にわたり適切な公共サービスの提供と持続可能な財政運営を両立させるための今後の維持管理・運営のあり方を検討するための起点となる重要な基礎資料とすることを目的としています。

### 図－3 公共施設等総合管理計画の内容

出典：総務省「公共施設等総合管理計画策定指針の概要」

#### 1 所有施設等の現状

全ての公共施設等を対象に、以下の項目などについて、現状や課題を客観的に把握・分析。

- 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費やこれらの経費に充当可能な財源の見込み

#### 2 施設全体の管理に関する基本的な方針

- 計画期間  
10年以上とすることが望ましい。
- 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策  
全ての公共施設等の情報を管理・集約する部署を定めるなどして取り組むことが望ましい。
- 現状分析を踏まえた基本方針  
現状分析を踏まえ、今後の公共施設等の管理に関する基本方針を記載。
- パージョンアップ  
計画の進捗状況等についての評価の実施について記載。評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましい。なお、今後は、管理を行うに際し基礎となる情報として、固定資産台帳等を利用していくことが望ましい。

## 2 白書の対象施設

本書の対象施設は以下に示すとおりです。このうち、公共建築物の対象施設及び用途分類は、下記の枠内に示す考え方にに基づき設定しています。【表－１】

### （１）公共建築物

#### ◆公共建築物の対象施設及び用途分類の考え方

- ①市が保有する行政財産<sup>3</sup>と普通財産<sup>4</sup>を対象としています。
- ②原則的に延床面積が 50 ㎡に満たない簡易な構造の建築物（自転車置場・倉庫・トイレ等）、仮設建築物は対象外としています。
- ③施設の機能（提供中の行政サービスの内容）に基づいて用途を分類しており、法令上の区分とは異なります。
- ④１つの建築物で目的の異なる機能を有している複合施設の場合、機能別に用途を分類し、それぞれを１施設として計上しています。

表－１ 公共建築物の対象施設及び用途分類一覧

| 大分類 |                 | 中分類 |                 | 小分類 |            |
|-----|-----------------|-----|-----------------|-----|------------|
| No. | 名称              | No. | 分類              | No. | 分類         |
| 1   | 行政系施設           | 1   | 市庁舎             | 1   | 市庁舎        |
|     |                 |     |                 | 2   | 出張所        |
|     |                 | 2   | 消防施設            | 3   | 事務所        |
|     |                 |     |                 | 4   | 消防署        |
|     |                 | 3   | その他行政系施設        | 5   | 分署・分遣所・出張所 |
| 2   | 子育て支援施設         | 4   | 児童施設            | 6   | 備蓄倉庫       |
|     |                 |     |                 | 7   | 保育所        |
|     |                 |     |                 | 8   | 児童館・児童センター |
|     |                 |     |                 | 9   | 子育て支援センター  |
|     |                 |     |                 | 10  | 放課後児童クラブ   |
| 3   | 福祉・保健施設         | 5   | 福祉施設            | 11  | 高齢者福祉施設    |
|     |                 |     |                 | 12  | 障害者福祉施設    |
| 4   | 教育施設            | 6   | 保健施設            | 13  | 保健施設       |
|     |                 |     |                 | 7   | 学校教育施設     |
|     |                 | 15  | 中学校             |     |            |
|     |                 | 16  | 図書館             |     |            |
|     |                 | 8   | 社会教育施設          | 17  | 公民館        |
| 18  | その他             |     |                 |     |            |
| 5   | 市民文化施設          | 9   | 文化施設            | 19  | 文化施設       |
| 6   | スポーツ・レクリエーション施設 |     |                 | 20  | 集会施設       |
|     |                 | 10  | スポーツ・レクリエーション施設 | 21  | スポーツ施設     |
| 22  | レクリエーション施設      |     |                 |     |            |
| 7   | 供給処理施設          | 11  | 供給処理施設          | 23  | ごみ処理場      |
|     |                 |     |                 | 24  | 上水道施設      |
|     |                 |     |                 | 25  | その他        |
|     |                 |     |                 | 26  | 環境施設       |
| 8   | その他             | 12  | その他             | 27  | 駐輪場        |
|     |                 |     |                 | 28  | その他        |

### （２）インフラ施設の対象一覧

道路（１・２級及びその他市道）、橋梁、上水道、下水道、水路、公園

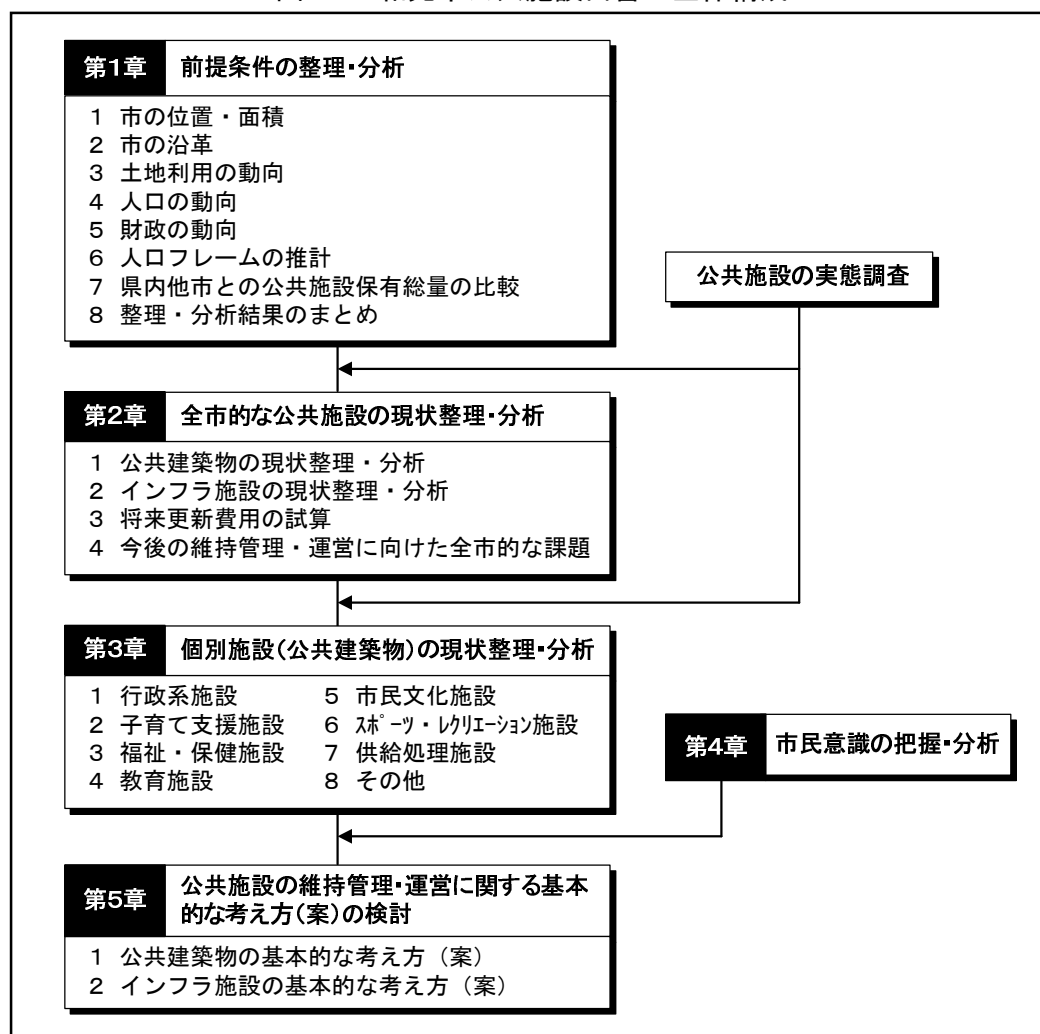
<sup>3</sup> 公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産。

<sup>4</sup> 行政財産以外の公有財産。行政財産と異なり、直接的に行政執行上の手段として使用されるものではなく、主として「経済的価値の発揮」を目的としている。

### 3 白書の構成

本書の全体構成は、図－４に示すとおりです。このうち、「公共施設の実態調査」では、主として公共建築物を対象に、建物の性能（ハード面）と施設の機能（サービス面）の両面から、市が保有する公共施設の実態を把握するため、所管課に対する書面調査を実施しています。【図－４】

図－４ 和光市公共施設白書の全体構成



#### 第1章 前提条件の整理・分析

各種統計データを活用しながら、今後の市全体の公共施設の基本的なあり方を検討する上で、特に念頭に置くべき事項として、次表に掲げる項目を対象に整理・分析を行っています。【表－２】

表－２ 前提条件の整理・分析

| 項目                  | 整理・分析の内容                                                                                                                          |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| １ 市の位置・面積           | 埼玉県内における広域的な位置や、市の骨格を形成する幹線道路や鉄道等の主要交通ネットワークの配置状況等を整理                                                                             |
| ２ 市の沿革              | これまでの主要なまちづくりの変遷を整理                                                                                                               |
| ３ 土地利用の動向           | 地目別の土地面積、用途地域の指定状況、土地区画整理事業の実施状況を整理し、その特徴を分析                                                                                      |
| ４ 人口の動向             | □人口・世帯数、年齢別人口、人口動態（自然増減・社会増減）、地域別人口のこれまでの動向を整理し、その特徴を分析<br>□人口、年齢別人口の動向では、県内他市との比較を行い、相対的に見た増減や高齢化等の水準を客観的に把握                     |
| ５ 財政の動向             | □平成 16（2004）年度～25（2013）年度の普通会計決算に基づき、歳入・歳出や基金・地方債残高等のこれまでの動向を把握し、その特徴を分析<br>□財政力指数や経常収支比率等の主要財政指標について、県内他市との比較を行い、相対的に見た水準を客観的に把握 |
| ６ 人口フレームの推計         | □平成 26（2014）年 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口を基準人口として、平成 65（2053）年までの約 40 年間を推計期間に、男女別・各歳別の将来人口を推計                                             |
| ７ 県内他市との公共施設保有総量の比較 | 既存資料を活用し、県内他市と人口 1 人あたりに換算した公共建築物の延床面積やインフラ施設の整備量の多寡を比較                                                                           |
| ８ 整理・分析結果のまとめ       | 以上の整理・分析の結果に基づき、人口や財政の動向等からみた全市的な公共施設の課題を抽出                                                                                       |

## 第 2 章 全市的な公共施設の現状整理・分析

公共建築物とインフラ施設のそれぞれについて、全市的な特徴の把握や今後の建替え・大規模改修等にかかる経費の試算を行った上で、これらの結果を踏まえ、和光市が将来にわたり適切な公共サービスの提供と持続可能な財政運営を両立させていくためには、市全体でどのような方策に取り組むべきかを、今後の維持管理・運営に向けた主要課題として明らかにします。

## 第 3 章 個別施設（公共建築物）の現状整理・分析

個々の施設をその機能に応じて 28 種類に分類し、それぞれの分類ごとに「建物の性能（ハード面）」と「施設の機能（サービス面）」の両面から実態を洗い出し、今後の維持管理・運営に向けた主要課題を明らかにします。

## 第 4 章 市民意識の把握・分析

満 20 歳以上の市民 1,000 人を対象としたアンケート調査に基づき、今後の公共建築物のあり方に対する市民の意識を把握・分析し、次章の「公共施設の維持管理・運営に関する基本的な考え方（案）」の中に反映します。

## 第 5 章 公共施設の維持管理・運営に関する基本的な考え方（案）の検討

長期的な視点に立ち、今後、和光市がどのように公共施設を維持管理・運営していくのかについて、前章までに明らかにした主要課題を踏まえた基本的な考え方（案）を示しています。

## 4 白書作成に際しての特記事項

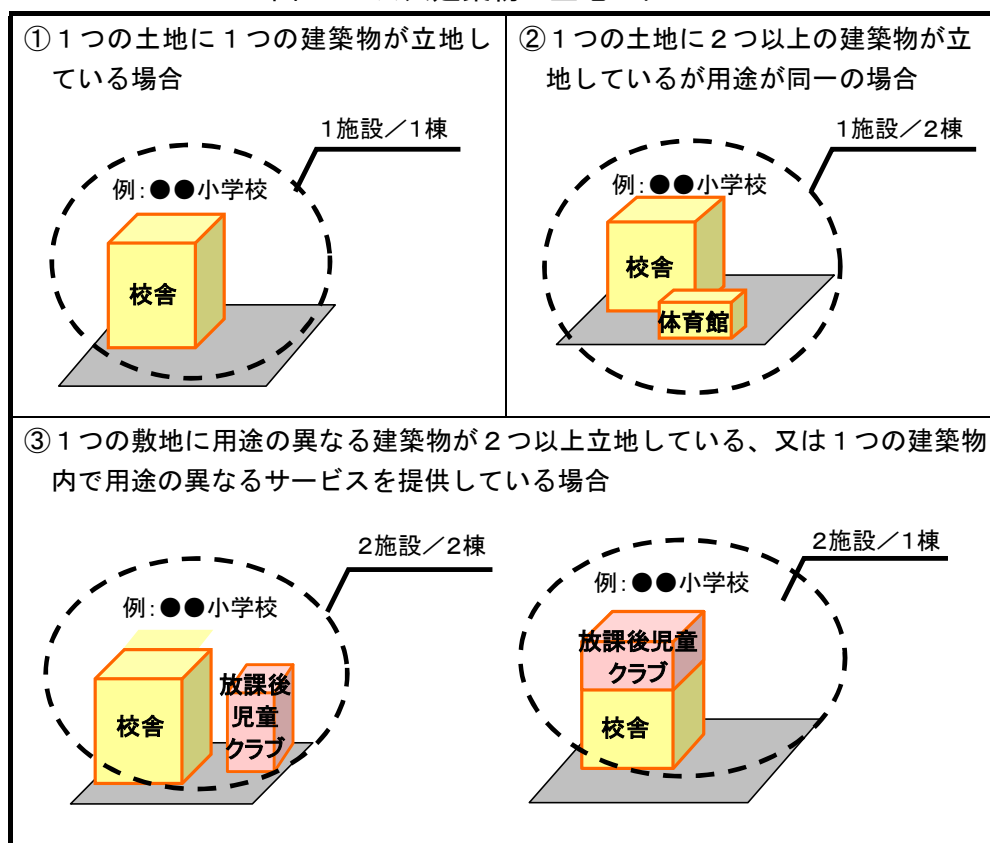
### (1) 対象施設の基準年月日

公共建築物及びインフラ施設ともに、平成 26（2014）年 4 月 1 日現在を基準としています。

### (2) 公共建築物の把握の基本単位

公共建築物の立地状況は、次図に示すように複数のパターンが存在します。本書では、原則として施設を基本単位としています。【図－5】

図－5 公共建築物の立地パターン



### (3) 維持管理・運営費及び利用状況の取り扱い

公共建築物の維持管理・運営費及び利用の状況は、平成 23（2011）年度～25（2013）年度の3年間のデータを基本としています。